

豊田市農業委員会議事録

令和6年4月26日、豊田市農業委員会会長は、令和6年4月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第23号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第26号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第29号 農地利用最適化推進委員の辞任について
- 議案第30号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (18名)

1番 鈴木 喜一郎	2番 築山 正樹	3番 中川 豊
4番 中根 敏明	5番 深津 峰男	6番 近藤 和人
7番 杉浦 俊雄	8番 石川 文志	9番 梅村 逸次
10番 水嶋 広	11番 水野 省治	12番 伊藤 喜代司
14番 中島 匡代	15番 加知 満	16番 伊藤 政和
17番 倉地 雅博	18番 林 如実	19番 杉田 雅子

<欠席委員> (1名)

13番 梅村 貢司

<事務局説明員>

事務局長 小木曾哲也	副主幹 山岡 雅史	担当長 杉本 一浩
主査 井上 貴道	主査 大河原美世	主査 田淵 友規

(開会 1 3 時 0 0 分)

議 長：それでは、これより豊田市農業委員会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事 務 局：本日の欠席委員は、1 3 番 梅村貢司委員、以上 1 名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告します。

議 長：ここで、本日の議事録署名者 2 名を指名させていただきます。

1 番 鈴木喜一郎委員、2 番 築山正樹委員、以上の 2 名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。本日の提出議案は、議案第 2 3 号から第 3 0 号までの審議案件 8 件と、その他の報告案件 4 件です。それでは、順次、議題を上程させていただきます。令和 6 年議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局：令和 6 年議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案を御覧ください。

3 4 番、枳塚東町の件。

担当推進委員の成田委員からは、問題ない旨ご意見をいただいております。

3 5 番、井上町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨をご意見いただいております。

3 6 番、大清水町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨をご意見いただいております。

3 7 番、北一色町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨をご意見いただいております。

3 8 番、北一色町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨ご意見いただいております。

3 9 番、北一色町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨ご意見いただいております。

4 0 番、和合町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農事法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当推進員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 2 3 号で上程されました 7 件について、賛成の委員は、挙手をお願い

します。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。よって議案第23号は承認決定されました。

令和6年議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

12番、井上町の件、資材置場です。第3種農地です。判断基準は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成14年頃から資材置場として利用していたものを、今回の申請で是正するものです。

お願いします。

梅村委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件については、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第24号で上程されました1件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって議案第24号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第25号「農地法第5条の規定による、許可申請承認について」、立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

92番、千足町の件。工場、事務所です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第 1 種農地で、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、93 番、高原町の件、分家住宅です。

第 2 種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他 2 種農地と読ませていただきます。

許可基準は、第 2 種農地で、周辺の第 3 種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：2 件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、94 番、岩滝町の件、資材置場、駐車場です。

第 3 種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40 %を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第 3 種農地につき許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件です。申請者は、令和 3 年頃から、今回の申請地ではなく、平井町の農地を資材置き場として違反転用をしていました。今回の申請で移転を行い、是正するものです。

続きまして、95 番、平井町の件、ドッグランです。

第 3 種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40 %を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第 3 種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員：2 件とも問題ないです。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、96 番、豊栄町の件、駐車場です。

第 3 種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40 %を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第 3 種農地につき許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成 17 年頃から病院の駐車場として利用していたものを、今回の申請で是正するものです。

続きまして、97 番、豊栄町の件、分家住宅です。

第 3 種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40 %を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第 3 種農地につき許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成 27 年頃から宅地の一部として利用して

いたものを、今回の申請で是正するものです。

お願いします。

深津委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、98番、若林東町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、99番、本町の件、宅地造成です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、昭和45年以前から宅地として利用していたものを、今回の申請で是正するものです。

お願いします。

杉浦委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、100番、駒場町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、101番、駒場町の件、資材置場です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、昭和53年頃から敷地の一部を倉庫として利用していたものを今回の申請で是正するものです。

続きまして、102番、駒場町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、103番、西広瀬町の件、駐車場です。

第2種農地です。

判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は、第2種農地で周辺の第3種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、104番、西広瀬町の件、自己用住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員：2件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、105番、上高町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は、第2種農地で周辺の第3種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、106番、寺下町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は、第2種農地で周辺の第3種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、107番、中金町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は、第2種農地で周辺の第3種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、108番、中垣内町の件、駐車場です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は、現地確認により事前着手が判明しました。令和6年1月頃から、一体利用地に介護施設を建設するための現場事務所を設置していたため、始末

書を提出させました。

お願いします。

伊藤（喜）委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、１０９番、北一色町の件、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。

農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、１１０番、北一色町の件、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。

農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、１１１番、北一色町の件、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。

農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される一時転用に該当します。

なお、本日、担当の梅村貢司委員はお休みですが、事前に問題ない旨ご意見をいただいております。

続きまして、１１２番、国谷町の件、自己用住宅です。

第２種農地です。

判断基準は、その他２種農地です。

許可基準は、第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は、現地確認により事前着手が判明しました。工事を止めさせ、始末書を提出させました。

お願いします。

伊藤（政）委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに、地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。（改行）

（会場声なし）

特にご意見もないようですので、採決をいたします。
議案第２５号で上程されました２１件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって議案第２５号は適当である旨、承認されました。
令和６年議案第２６号「農地法第５条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和６年議案第２６号「農地法第５条事業計画変更申請承認について」。
４番、千足町の件、変更内容は事業者変更及び事業内容変更です。
本件は、平成２０年１０月２０日付で第５条の転用許可を工場で得ました。当時は増産を見込んで工場を建設する予定でしたが、ガソリンエンジンからＥＶへの変換など環境が変化し、予定していた工場を建設しても利益の回収が困難となるため、建設を断念しました。この度、事業者変更及び事業内容変更により事業完了を図るものです。
なお、事業者及び事業内容が変更となるため、同時に農地転用許可申請がなされております。
お願いします。

鈴木委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。
続きまして、５番、豊栄町の件、変更内容は事業区域変更です。
本件は、平成２７年１月２０日付で第５条の転用許可を分家住宅で得ました。隣接地が病院の駐車場であり、排気ガスと騒音の影響を防ぐため、駐車場と住宅の間にスペースを設けることとなり、許可を得た敷地を超えて今回の申請地まで住宅敷地としてしまいました。今回、申請地に追加し、是正を図るものです。
なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされております。
お願いします。

深津委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。
以上です。

議長：事務局の説明並びに、地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第26号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。よって、議案第26号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第27号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第27号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」。6番、畝部東町の件、担当推進員の成田委員から、証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見等もないようですので、採決をいたします。議案第27号で上程されました意見について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。よって、議案第27号は承認決定されました。

令和6年議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局の説明を求めます。

農政企画課：令和6年議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回ご審議いただくのは、利用権設定のうち、令和6年5月1日から貸借期間が開始されるものです。資料は2種類あります。別紙議案第28号資料①は、利用権の総括表になります。別紙議案第28号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。ここでは、別紙議案第28号、資料①の総括表でご説明させていただきます。3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも、令和6年5月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なって

おります。今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、105筆、12万8,197.6平米の利用権を設定するものです。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見等もないようですので、採決をいたします。議案第28号で上程されました件について、賛成の意味は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第28号は承認決定されました。

令和6年議案第29号「農地利用最適化推進委員の辞任について」事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第29号「農地利用最適化推進委員の辞任について」。

農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の辞任について、別紙のとおり決定する。

当日配付資料の9ページをお願いいたします。本議案を提出するのは、記載のとおり、藤本啓司推進委員が健康上の理由により、継続的に最適化活動を行うことが困難であるとの本人からの申し出があったためです。

辞任日は、令和6年4月30日です。

説明は以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見等もないようですので、採決をいたします。議案第29号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。よって、議案第29号は、承認決定されました。

令和6年議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の委嘱について、別紙のとおり決定する。

当日配付資料の10ページをお願いします。本議案を提出するのは、記載のとおり、池野恵一氏が小原地区の農地利用に精通し、最適化推進に熱意と識見を有するためです。

委嘱日は、令和6年5月1日です。

説明は以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見等もないようですので、採決をいたします。議案第30号において、上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第30号は承認決定されました。報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案15ページ及び別紙配付資料11ページ及び12ページをご覧ください。

報告、耕作放棄地の農地・非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現地確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案16ページを御覧ください。報告、農地法第18条第6項の規定による通知書、受理書について。28番、上原町の案件から21ページをご覧ください。48番、越戸町の案件までの21件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案22ページを御覧ください。報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書、受理について。10番、西中山町の自己用住宅の案件から、23ページをご覧ください。14番、四郷町の共同住宅までの5件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案24ページを御覧ください。報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について、32番、聖心町の車庫の案件から、28ページをご覧ください。51番、朝日ヶ丘の分譲宅地の案件までの20件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議 長：これで本日の全議案の審議を終了いたしました。慎重審議いただき誠にありがとうございました。

閉会（午後 1 時 2 4 分）

議事録署名者
